

議案第 1 1 号

山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 2 月 2 2 日 提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例

山陽小野田市工場設置奨励条例（平成 2 6 年山陽小野田市条例第 1 2 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「行う者」の次に「（次号に規定する企業グループを含む。）」を加え、同条第 6 号を削り、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 企業グループ 他の会社（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 1 号に規定する会社をいう。以下この号において同じ。）の資本の額又は出資の総額の 2 分の 1 を超える額を所有している会社（以下「親会社」という。）及び当該他の会社（以下「子会社」という。）が一体として活動している企業集団をいう。この場合において、子会社には、親会社及び子会社の双方により、又は子会社単独により資本の額又は出資の総額の 2 分の 1 を超える額を所有されている会社を含むものとする。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(7) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。

第 9 条の見出しを「（指定事業者）」に改め、同条第 1 項中「できる者は」を「できる事業者は」に、「要件を満たす者」を「各号に掲げる要件のいずれにも該当する者」に、「指定した者」を「指定したもの」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定事業者が企業グループである場合において、当該企業グループに属する全ての会社が中小企業者であるときは、当該企業グループを中小企業者とみなす。

第12条第1項第2号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市工場設置奨励条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業者 工場の設置を行う者<u>(次号に規定する企業グループを含む。)</u>をいう。</p> <p>(5) <u>企業グループ 他の会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社をいう。以下この号において同じ。)</u>の資本の額又は出資の総額の2分の1を超える額を所有している会社(以下「親会社」という。)<u>及び当該他の会社(以下「子会社」という。)</u>が一体として活動している企業集団をいう。この場合において、子会社には、親会社及び子会社の双方により、又は子会社単独により資本の額又は出資の総額の2分の1を超える額を所有されている会社を含むものとする。</p> <p>(6) <u>投下固定資産総額</u> 工場を設置するために取得した固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する固定資産をいう。以下同じ。)の取得価格の合計額をいう。</p> <p>(7) <u>中小企業者</u> <u>中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業者 工場の設置を行う者をいう。</p> <p>(5) <u>投下固定資産総額</u> 工場を設置するために取得した固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する固定資産をいう。以下同じ。)の取得価格の合計額をいう。</p> <p>(6) <u>中小企業者</u> <u>資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人若しくは常時使用する従業員の数が300人以下の法人又は個人をいう。</u></p>

(指定事業者)

第9条 第3条の奨励措置を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者で、市長が適当と認め、指定したもの(以下「指定事業者」という。)とする。

(1)・(2) (略)

2 指定事業者が企業グループである場合において、当該企業グループに属する全ての会社が中小企業者であるときは、当該企業グループを中小企業者とみなす。

3 市長は、第1項の指定に当たって必要と認めるときは、条件を付することができる。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) (略)

(2) 第9条第3項又は前条第2項に規定する条件に違反したとき。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(事業者の指定)

第9条 第3条の奨励措置を受けることができる者は、次の要件を満たす者で、市長が適当と認め、指定した者(以下「指定事業者」という。)とする。

(1)・(2) (略)

2 市長は、前項の指定に当たって必要と認めるときは、条件を付することができる。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) (略)

(2) 第9条第2項又は前条第2項に規定する条件に違反したとき。

(3)～(5) (略)

2 (略)